

件名

投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要のある格付を指定する件を廃止する件

○金融庁告示第 号

投資法人が発行を予定する短期投資法人債が企業内容等の開示に関する内閣府令第一条第十三号の二に規定する指定格付機関から取得する必要がある格付を指定する件（平成二十二年三月金融庁告示第三十九号）は、平成二十二年十二月三十一日限り廃止する。

平成二十二年 月 日

金融庁長官 三國谷勝範